

こども医療費助成事業に係る貸付制度に関する事務取扱契約について

1. 契約申込書の提出

医療機関は、契約にあたっては、事前に納付書の発行の有無等を確認するための契約申込書を県に提出してください。

提出先：沖縄県保健医療部保健医療総務課 こども医療費助成事業担当
(〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号)

2. 契約書について

県は、申し込みがあった医療機関に契約書を送付し、契約を締結します。

3. 契約医療機関の周知

県は、契約医療機関名簿を市町村に送付し、市町村が利用者に周知を行います。県はHPに契約医療機関名簿を掲載します。

4. 契約事務の主な流れ

(契約医療機関の追加)

11月末	契約申込書の提出
12月中旬	契約締結
12月20日頃	市町村へ契約医療機関名簿（追加後）の通知
1月1日	県HPに契約医療機関名簿（追加後）を掲載

※以後、同様なスケジュールで新たに契約した医療機関を追加していきます。

※開始時期について、ご相談があれば以下の担当までご相談ください。

5. 市町村の追加について

県は、市町村から委任を受け事務取扱契約を締結します。実施市町村を追加する場合、県は契約医療機関あて市町村制度実施状況一覧を送付します。また、県HPに市町村制度実施状況一覧を掲載します。

○こども医療費助成事業関係連絡先

沖縄県保健医療部保健医療総務課 こども医療費助成事業担当

Tel:098-866-2169

Fax:098-866-2638